

随意契約及び比較見積り省略理由書

工事名 : 安威川ダム 大岩地区迂回路設置工事

現在、茨木土木事務所新名神関連事業所が実施している都市計画道路大岩線（以下、（都）大岩線）の開通までの間における、茨木亀岡線と大岩集落を接続する迂回路として使用中の大岩川右岸管理道路（以下、現迂回路）において、大起建設株式会社が施工中の「安威川ダム 大岩地区上面整備工事（H31-1 工区）」により道路擁壁を設置するにあたり、掘削影響範囲が現迂回路の全幅員にかかるため、通行止めを要することになる。

当初計画においては、（都）大岩線の開通に伴い、上記の交通網が確保できるため、現迂回路を通行止めしたうえで道路擁壁を設置する予定としていた。

しかし、（都）大岩線の工事において、掘削面の地盤条件が事前調査結果と異なり、新たな法面対策工が必要となったことから工期が大幅に遅れており、道路擁壁の設置に際しては、別途、現迂回路の代替機能を確保する必要が生じた。

本工事は関係機関協議に基づき、その代替機能を確保すべく、大岩地区事業区域内に新たな仮設迂回路（以下、新迂回路）を設置し、別途工事で現迂回路に道路擁壁の設置を終え機能復旧したあとに、新迂回路を撤去するものである。

今般、新迂回路の設置予定範囲においては、上述の大起建設株式会社が「安威川ダム 大岩地区上面整備工事（H31-1 工区）」を施工中であることから、本工事を他業者により施工された場合、工程調整等により工期が大幅に遅れ、事業への多大な影響が発生する。

上記より、本工事は「現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合」に該当するため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づき同社との随意契約とし、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号に基づき比較見積りを省略する。